

令和4年度 事業計画

令和2年度の2月に家族会総会の中止と面会及び帰省の自粛依頼をお願いしたのを最初に、令和3年度もコロナ対策に追われる事になり、社会全体のあらゆる分野に甚大な影響を与えています。令和4年度も継続した感染対策が重要と考えています。

新たな社会様式が求められ、特別な生活様式ではなく生活習慣そのモノの意識改革が求められています。

希望する利用者への3回目のワクチン接種は2月3日に65歳以上を対象に実施し、それ以外の利用者への接種は2月21日に実施しています。

職員の3回目接種も住所地により対応が異なっていますが、順次希望者への接種を進めていきます。

法人として、感染症への意識が希薄な利用者への支援を行う上で、施設や事業所に求められる役割をしっかり自覚して対応します。

ワクチン接種等は行い、一定の感染対策は実施していますが、オミクロン株の出現やまだまだ見通せない社会情勢にあり、今後も利用者や保護者等にも各方面で自粛等ご理解やご協力をお願いすることが予想されます。

求められる生活様式を実践することが難しい環境にある中で、検温等を始めとする体調管理や、3密回避、換気等の住環境等への配慮等は継続して実施しています。

法人として、利用者の安全で安心した穏やかな生活を支援する役割をしっかり果たせる様に努めます。

1、法人に関して

名称	社会福祉法人「青い鳥会」
設立	任意団体として昭和34年6月10日に設立 財団法人を経て昭和38年3月15日に社会福祉法人の認可を受ける
役員	理事6名、監事2名、評議員7名
職員	正規職員79名、准職員28名、パートナー職員8名、 その他職員9名、 総数124名

(1) 定款に基づき次の事業を行う

- ① 名称 障害者支援施設「彦根学園」
定員 110名（生活介護、施設入所支援とも）
対象者 満18歳以上の盲重複障害者及び知的障害者
- ② 名称 生活介護事業（所）「せいふう」
定員 30名
対象者 彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町及び愛荘町在住の満18歳以上の
肢体不自由及び知的障害者
- ③ 名称 生活介護事業（所）「すら〜ぶ」（川原事業所）
定員 20名
対象者 満18歳以上の知的障害者
- ④ 地域支援センター たいせい （4月に拠点として新設）

名 称 相談支援事業（所） てんしん（4月に名称変更）
内 容 湖東地域の委託相談 特定相談 一般相談 計画相談
対象者 障害福祉サービス等を利用する障害児者

名 称 グループホーム「たちばな E/W」（4月に名称変更）
定 員 たちばな E 9名 空床型短期入所含め
たちばな W 6名 体験枠 1名含む

⑤ 名 称 障害福祉サービス事業（短期入所）

彦根学園 定 員 20名
対象者 成人 10名 児童 10名（さくら）
せいふう 定 員 1名
対象者 成人 1名

⑥ 名 称 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）
か〜む(川原事業所)

定 員 10名
対象者 学校等に通学している障がい児

⑦ 他に市町村事業として「日中一時支援事業」を併せて行なう

彦根学園 せいふう か〜む 道くさ

(2) 令和4年度の障害福祉サービス関係費全体で前年度比+6.8%となっています。厳しい事業環境となっていますが、適切な運営に努めます。

(3) 社会福祉法人青い鳥会は、盲重複障害の方々への支援を根幹に置きながら、事業展開を行うのが使命です。

設立以来63年となり、利用者の長期利用に伴い、加齢化・高齢化が進み、身体機能低下が顕著となり、医療的ケア等種々の理由で施設利用が困難となり、療養系の病院等に移られるケースや病死されるケースもあります。

定員は110名ですが、運営面やハード面等を改修したこともあり、105名程度が適性な実員と考えています。現員が104名で、盲重複障害の割合が80%程度です。

令和4年度、岐阜盲学校の卒業者1名の入所がありますが、盲重複障害の利用者が急激に増えることは予想しにくいと考えています。

今後は、児童施設からの移行や在宅生活をされている方の入所希望が増える事が予想されます。どの様な方々を受け入れていくのか検討が必要で、多くはありませんが、本来の役割である盲重複障害の方々に適切な対応が出来なくなることが無い様な検討が必要です。

(4) 人材確保が大きな課題となっています。社会全体の労働人口が減少する中で、福利厚生等を含めた働く職場としての環境整備が求められています。

国では、従来の処遇改善費に加えて特定処遇改善費が整備されましたが、新たに令和4年2月から「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が創設されています。適正に対応し、更なる処遇改善に努めています。

改正育児介護休業法や社会保険の加入条件の改正等についても、人材不足・人材確保対策として雇用管理面からも適正に対応します。

- (5) 社会福祉法人の組織改革が実施され、制度改革の意義として、①地域における公益的取組を実施する責務 ②事業運営の透明性の向上 ③経営組織のガバナンスの強化 ④財務規律の強化が求められており継続的に適切な対応に努めます。
- (6) 地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するために、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めます。
- (7) 必置となる虐待防止委員会（身体拘束廃止委員会含む）を設置し、虐待の早期発見・防止に努めます。虐待の発生時には委員会が、事実確認や原因究明、再発防止対策等を主導します。
虐待防止研修等を含めて人権を尊重し尊厳を守る意識の徹底を図ります。
- (8) 彦根学園の生活寮（6棟）に安心見守りカメラを設置し、生活寮内での死角になる部分を軽減し安心見守りの強化を図っています。利用者等の異変に早期に気づき対応出来る環境作りの強化を図っています。
- (9) 利用者の洗濯業務全般を外部委託しています。
委託業者が洗濯物を持ち帰り、工場で洗濯し個別にたたんだ状態で納入されます。一連の業務を外部委託することで、今まで以上に利用者支援を行う時間の確保と、洗濯業務に関連する業務用洗濯機、洗剤類、水等の維持的経費の軽減に努めます。寝具類(布団・シーツ等)に関してもリース対応し、寝具類の衛生面の向上に繋がります。
- (10) 事業の透明性を図るため、多くの支援者や関係機関および一般市民に対して、令和3年度の事業ならびに決算状況等を、年2回発行の機関紙「彦根学園たより（すたあとらいん）」やホームページに掲載します。
- (11) 法人の透明性を図る観点から、現況報告等をホームページ等で公開するよう求められています。当法人でも、次の項目をホームページで公開を行います。
令和3年度 IR 情報（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表）
令和元年度事業報告
社会福祉法人現況報告書（令和4年4月1日現在）
監査報告書
ホームページに関しては、法人や施設・事業所等の適切な情報発信と併せて、求人情報等の発信に関しても活発に活用出来る様に刷新を行っています。
- (12) 理事会・評議員会等の開催予定と主な議題
コロナ禍にあり、開催については書面決議等を含めて社会情勢を見ながら適切に対応します。
5月 監事監査
6月 理事会：令和3年度事業報告・決算報告 等
定時評議員会：令和3年度決算等の承認 等
3月 理事会 令和5年度事業計画・予算 等
社会福祉法人改革が実施された為、理事会及び定時評議員会等の開催時期方法等に留意します。
- (13) 現在の建屋が26年余りを経過しています。今後も維持管理に努めます。
キュービクルに関しても、内部に耐用年数が30年の部品もあり、更新の必要性

を指摘されています。併せて、現在の設置場所はメンテ等が難しい事もあり設置場所そのものの移設等の助言等も頂いています。更新及び移設等については、億単位の経費が見込まれます。今後は、国等の大規模修繕等補助金の申請を行う予定ですが、採択の年度については全く未定です。

- (14) 「地域支援センターたいせい」を整備しています。(令和4年3月末完成)
「グループホームたちばな E/W」と「相談支援事業所てんしん」に名称を変更して移設します。
- (15) より良いサービス提供を目指して職務評価を行い、人材育成の強化を図ります。併せて、支援員等のモチベーションの向上に繋がります。
- (16) 「滋賀県重度障害者地域包括支援事業」や「圏域単独事業」等を活用し適正な運営に努めます。
- (17) せいふうでは、増床に伴い平成30年度から定員を30名に変更しています。定員変更に伴い、報酬単価(介護給付費)が下がりましたが、安定的な事業運営が実施出来る様に、関係行政に継続的な運営助成を要望しています。
- (18) 令和3年8月に生活介護事業所「すら〜ぶ」を「か〜む」に隣接する建屋を活用して定員20名で開設しています。
湖東圏域では、南部に生活介護事業所が未整備であり、養護学校の卒業生や地域で生活する知的障害の方々には新たな選択肢を提供しています。
事業所の機能や魅力等を地域に発信し、適正な利用者の確保に努めています。
- (19) 昭和34年6月10日に、任意の団体として「青い鳥会」が設立されて63年余りが経過し、各種の文書や記録、更に写真等沢山の歴史を綴る資料等が残されています。これらの法人等の歴史的資料が拡散、紛失等しない様に保存する資料庫や利用者の作品等を展示するギャラリーを整備したが、適切な資料等の管理と利用者の作品展示等に活用します。
- (20) 湖東圏域では、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録申請が行われました。法人が実施している事業毎に登録申請を行っています。
- (21) 湖東地域自立支援協議会が実施する、「新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業」に参加し役割を担います。
- (22) 産業医を交えて毎月安全衛生委員会を開催し、メンタル面を含めて職員の健康管理に努めます。

2、利用者支援について

コロナ禍にあり、ワクチン接種を行い、3密回避・検温・換気等の感染対策は継続して実施しています。当たり前の様に普通に行ってきた支援や活動(行事)等が制約を受ける環境が継続する社会情勢にあります。

社会情勢の理解が難しい利用者は何らかのストレスを感じる生活が続く事になります。支援者にとっても同様です。

利用者の生活自体が止まる訳には行きません。WITH コロナと言われますが、注意すべき点には充分配慮しながら、新しい生活様式と向き合いながら支援のあり様を検討します。

ご家族等にも、感染予防対策として自粛等のご協力をお願いしたいと考えています。ご家族等から、帰省等の自粛等の解除の要望、指摘等を頂いてもいます。しかしながら、オミクロン株の出現等第6波の社会情勢にあり、利用者の感染リスクや施設等で感染者が出た場合の対応、万が一クラスターが起こった場合のリスクを考えると、少しでもリスクの軽減を最優先にした対応にご理解等をお願いしたいと考えています。家族会と対応については充分協議等行っていきます。

【彦根学園】

- (1) **WITH** コロナと言われますが、社会情勢をしっかりと認識して対応します。
3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して支援を行います。
支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応します。
家族等に関しても、帰省等の自粛等をお願いしている状況にあります。
面会に関しては、生活寮には入らず会議室等でソーシャルデスタンス等に配慮しながら実施しています。
HPでの生活の様子等の発信など適切な方法で利用者情報の発信に努めます。
- (2) 彦根学園は設立以来、重度の盲重複障害者の専門施設としてその福祉向上に努力しています。障害支援区分に表されたように、重度の認定が多く、長期の施設利用が予想されます。施設を利用する人たちに落ち着いた豊かな生活を提供できる支援を大切に、施設の役割を幅広く検討しています。職住分離した環境での日中活動に関しても、日中活動棟を有効に活用し、充実した活動に取り組めるように検討しています。
- (3) 利用者の加齢化・高齢化への対応が大きな課題です。
医療的支援が常時必要な場合は困難ですが、可能な限り生涯に亘り施設支援を提供するため、くつろぎ等を活用して、加齢化・高齢化に適切な環境での支援等、より具体的な支援のあり方を検討します。
生活寮のバリアフリー化や居室の洋室化等高齢者に適した改修を計画的に実施しています。併せて、寮編成や班編成も利用者の高齢化に伴うニーズの変化に合わせて適切に対応します。
PT/OT/ST等も、月や週単位での非常勤ですが確保出来、支援員等と連携しながら利用者の穏やかな生活等の確保に努めます。
- (4) 高齢化する利用者への対応として、ハード面では、生活寮、浴室等順次整備を進めていますが、令和3・4年に、けやきとくすのきのトイレ改修を行います。
機械浴槽を1台導入していますが、利用者の身体状況等に応じて、ミスト浴の導入も今後の検討課題です。導入は、利用者へのより安全な入浴機会の提供と同時に、支援員の負担軽減に繋がります。
介護度の上昇と合わせて、医療的支援の高まりが大きな課題となってきました。特に「咀嚼・嚥下」への対応は研修の実施と合わせて、衛生、管理栄養士、給食、支援員等が情報共有し連携しながら適切な対応に努めます。
誤嚥性肺炎で入退院を繰り返るケースが増えてきています。食事形態を、利用者の身体状況にあわせて5段階の食事形態にして提供しています。給食業務自体

にかなりの負担になっている実態もあります。

- (4) 地域支援課を中心に、グループホームやさくら、道くさ等の支援を効率的に行います。
- (5) サービス管理責任者を中心に、利用者一人ひとりの支援計画により、「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過す」ことを目標とし、次のことに注意して入所支援や日中支援の業務にあたります。
 - (ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的実施して支援に取り組む
支援は、ストレングスの強化に視点を当てると同時に、本人が望む生活に着目する
 - (イ) 生活支援については、きめ細やかな配慮と注意を払う
 - (ウ) 身体機能の低下や加齢化傾向にある利用者の健康管理や集団や個人の新型コロナウイルス感染症等の予防に取り組む
 - (エ) 情緒不安、行動障害などを伴う利用者への適切な支援
 - (オ) 施設での安全な生活環境を整える
- (6) 彦根学園さくらは、放課後等デイサービスとして運営して来ましたが、令和4年度は、「さくら」として、日中一時支援事業所として運営します。
学校の長期休暇中に看護支援員を配置して、医療ケアの必要な利用児への対応は継続して行います。
- (7) 利用者自身が日常生活の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会、本人会議等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるように支援します。
- (8) 虐待防止委員会（身体拘束廃止委員会含む）を設置していますが、支援向上委員会を下部委員会とし、職員等に周知を図ります。
虐待防止に関する支援員等の意識向上やチェック機能の強化を図り、利用者支援全般の資質向上を目指します。万が一、事案が発生した場合の検証等を行います。
- (9) 生活寮（6寮）に「安心見守りカメラ」を設置しています。生活寮の死角部分の軽減を図り、利用者の急変等に早期に対応出来る環境を整備しています。
- (10) 年3回以上ケース検討会に特化した職員研修会を開催します。
ケース検討会を通じ、良質な利用者支援に繋げ支援員の資質向上を図ります。
支援員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保します。
併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施します。
- (11) 地域生活支援拠点等の機能を担う施設として緊急時の受入れ・対応と専門的人材の確保・養成を登録しています。
- (12) アールブリュット等の造形創作活動等に積極的に参加し、利用者個々の伸びやかな自己表現活動を支援します。
- (13) 主な年間行事等の予定
下記の通り予定はしていますが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応が必要と考えています。
4月 家族会総会 物故者追悼式

- 5月 第52回学園祭（5月15日予定）
- 6月 機関紙の発行 彦根学園後援会だよりの発行
- 7月 七夕行事 職員健診
- 8月 納涼祭
- 9月 総合防災訓練
- 10月 第54回運動会 高宮学区運動会に参加
- 11月 文化の集い参加 高宮学区文化祭に参加
- 12月 クリスマス会 忘年会
機関紙の発行 彦根学園後援会だよりの発行
- 1月 家族会 新年会
- 3月 職員健診（夜勤者）

他に、感染予防に注意しながら、寮・活動班単位での取り組みや希望による外出等可能な範囲で行います。

内科、精神科、歯科等の健診、避難訓練、職員会議、職員研修会等の開催や家族会との懇談など実施します。

【せいふう】

- (1) WITH コロナと言われますが、コロナ禍にある社会情勢をしっかりと認識して対応します。
3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染防止に注意して支援を行います。支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応します。
家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めます。
- (2) 湖東圏域における、生活介護事業として重症心身障害者通園施設「せいふう」を運営するにあたっては、重症心身障害者の多くが、基礎体力が弱く環境因子の影響を受けやすいため、コロナ禍を踏まえて健康面に充分配慮し、事業所等の環境に慣れ、穏やかに楽しく通所できるように配慮します。
契約者数は、20名です。
- (3) 日中活動においては、療育活動等を通じ、利用者の個別的ニーズに対応しながら、生活の質を高める支援を実施します。
特に、医療的ケアや見守りが常時必要で、1:1対応の必要な利用者に対し、適切な支援員等が配置出来る様に、関係行政等に要望をしています。
- (4) 健康面への配慮が重要であり、看護支援員の複数配置や専門医療機関等との連携や支援を受けながら、利用者の健康面に留意し日中活動等に取り組めます。
現在、専門職は看護師のみですが、びわこ学園から年4回程度PTを派遣して頂いています。今後、PT/OT/ST等の専門職の確保が課題です。また、緊急時には、家族の意向を踏まえて対応します。
- (5) サービス管理責任者を中心に、利用者の個別支援計画を作成し「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過ごす」ことを目標とし、次のことに注意して利用者支援にあたります。
(ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的実施して支援に

取り組む

本人からの情報が少ない中で、ストレングスに着目し、意思決定支援の在り方に留意する

- (イ) 日中（療育）活動等については、きめ細やかな配慮と注意を払う
 - (ウ) 虚弱や医療的支援が必要な人を含めた利用者の、健康管理や集団や個人の新型コロナウイルス感染症等の予防に取り組む
 - (エ) 情緒不安、身体機能障害などを伴う利用者への適切な支援
 - (オ) 事業所での安全な日中活動への取り組み
- (6) 入浴支援は、利用者の意向に配慮しながら、安全面に注意して実施します。機会浴槽はシャワー入浴装置（ミスト浴）を含めて3台です。個々の障害特性等に配慮した入浴サービスの提供を図ります。家族の介護力の低下により、入浴サービスを希望するケースが増えています。現在は、午後から実施していますが、今後希望全てに対応しきれない事が予想されます。
- 入浴時間の確保が必要ですが、療育活動時間の確保との兼合いもあり、回数と併せた検討が必要です。代替サービスとの調整も必要です。
- 入浴支援は、重症心身障害の方々にとっては大切なサービスですが、生活介護の事業所として日中活動も大切に行きたいと考えています。
- (7) 送迎サービスは、交通安全に留意すると共に、利用者への負担にも配慮して実施します。送迎時は、運転者以外に支援員が添乗しています。利用者ニーズに合わせて、看護支援員の添乗を実施しています。
- 送迎を希望するケースが増える傾向にあり、増車の検討も必要です。
- (8) 利用者自身が日中活動の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるよう支援します。
- (9) コロナ禍にあり、社会情勢をみての実施となりますが、支援員等のスキルアップを図るため他の重心通園等専門機関等から講師を招く研修会も検討します。
- (10) ケース検討会に特化した職員研修会を開催します。
- ケース検討会を通じて、良質な利用者支援に繋げ支援員の資質向上を図ります。指導員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保します。
- 併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施します。
- 法人が設置する、虐待防止委員会に所属し、防止・検証等の機能を果たします
- (11) コロナ禍にあり、社会情勢をみての実施となりますが、家族会と事業所との懇談会を、定期的に開催し、利用者支援の充実に努めます。
- (12) 相談支援事業所でんしんを活用し、重症心身障害児者の地域生活を支え、意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。
- (13) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として緊急時の受入れ・対応と専門的人材の確保・養成を登録しています。
- (14) 主な年間行事等の予定
- 下記の通り予定はしていますが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応が

必要と考えています。

- 4月 「せいふう」新年度を向かれる会
- 5月 第52回彦根学園祭参加（5月15日予定）
- 7月 七夕行事
- 8月 納涼祭
- 9月 総合防災訓練 職員検診
- 10月 運動会
- 11月 文化の集い参加
- 12月 クリスマス会&忘年会
- 1月 親子活動
- 2月 節分行事
- 3月 学習発表会（振り返りの集い）

他に、感染予防に注意し、グループ単位での外出等を可能な範囲で検討します。健診、避難訓練、職員会議、職員研修会等の開催や家族との懇談を実施します

(15) 単独型短期入所の実施について

単独型短期入所の事業は、第2・4火水の1泊2日で利用者1名の受け入れで対応していますが、適切な対応に努めます。

(16) 湖東圏域では、重症心身障害児者を対象とした事業所の整備が進んでいます。充分ではありませんが、利用児者や家族等にとって選択肢が増え、望ましい環境です。

開設以来10年余りが過ぎ、増床した関係で定員を30名に変更していますが、契約者数は今年度20名です。併用利用や障害特性等もあり、実質利用率が上がらない現状にあります。また、利用者の退行も要因ではありますが、在宅での介護力の低下や将来に向けた不安等もあり、在宅から療養介護系入所施設への移行もあり、契約者数や利用率等が急激に増加する環境ではありません。将来的な事業展開を考える時、本来の役割である利用対象者を重症心身障害者に特化した事業展開を行うにあたっては、運営面を含めて圏域行政と定期的な協議が必要と考えています。

【すら～ぶ】（川原事業所）

湖東圏域の生活介護へのニーズを検討し、南部圏域に生活介護の事業所がない事もあり、養護学校等の卒業生や在宅生活を送る方々に新たな選択肢として生活介護事業を展開する事としています。

併せて、彦根学園入所者と彦根学園に生活介護のみの利用者とのニーズを整理する側面もあります。

(1) WITH コロナと言われますが、コロナ禍にある社会情勢をしっかりと認識して対応します。

3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染予防に注意して支援を行います。支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応します。家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めます。

- (2) 湖東圏域南部における、生活介護事業として、通所「すら〜ぶ」を運営するにあたっては、身体的精神的負担を含めた健康面に充分配慮し、事業所等の環境に慣れ、穏やかに楽しく通所できるように配慮します。
新規の契約者を含めて今年度は17名です。計画的な契約者数増が課題です。
定員20名です。
- (3) 日中活動においては、療育活動等を通じ、地域生活をする利用者の個別的ニーズに対応しながら、生活の質を高める支援を実施します。
活動内容等では、療育的視点と作業的視点の両方を幅広く検討します。
- (4) 健康面への配慮が重要であり、看護支援員と連携しながら、利用者の健康面に留意し日中活動等に取組みます。
緊急時には、家族の意向を踏まえた対応を行います。
- (5) サービス管理責任者を中心に、利用者の個別支援計画を作成し「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過ごす」ことを目標とし、次のことに注意して利用者支援にあたります。
- (ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的実施して支援に取り組む
本人からの情報が少ない中で、ストレングスに着目し、意思決定支援の在り方に留意する
 - (イ) 日中（療育）活動等については、きめ細やかな配慮と注意を払う
 - (ウ) 利用者の、健康管理や集団や個人での新型コロナウイルス感染症等予防に取り組む
 - (エ) 情緒不安、行動障害などを伴う利用者への適切な支援
 - (オ) 事業所での安全な日中活動への取り組み
- (6) 送迎サービスは、交通安全に留意すると共に、利用者への負担にも配慮して実施します。必要に応じて支援員等が添乗します。
- (7) 利用者自身が日中活動の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるよう支援します。
- (8) 地域生活支援事業の「日中一時支援事業」も実施します。利用者及び家族のニーズにも適切な対応に努めます。
- (9) ケース検討会に特化した職員研修会を開催します。（法人研修会等に参加）
検討会等を通じて、良質な利用者支援に繋げ支援員の資質向上を図ります。
支援員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保します。
併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施します。
法人が設置する、虐待防止委員会に所属し、防止・検証等の機能を果たします。
- (10) コロナ禍の社会情勢をみながら、家族との懇談会を開催し、利用者支援の充実に努めます。
- (11) 相談支援事業所てんしんを活用し、地域生活を支え、意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。
- (12) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として専門的人材の確保・養成を登録しています。

(13) 同一敷地内で実施する放課後等デイサービスとは互いに混在しないサービスではありますが、必要に応じて連携協力しながら事業を進めます。

(14) 主な年間行事等の予定

下記の通り予定はしていますが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応が必要と考えています。

4月

5月 第52回彦根学園祭参加（5月15日予定）

7月 滋賀県スペシャルスポーツカーニバルに参加

9月 総合防災訓練

11月 文化の集い参加

12月 クリスマス会&忘年会（彦根学園と合同）

3月 振り返りの会

避難訓練、職員会議、職員研修会等の開催や家族との懇談を実施します。

【地域支援センター たいせい】（新設）

センター内に、「相談支援事業所てんしん」と「グループホームたちばな E/W」を移設する。

○相談支援事業所 てんしん

事業所が新しく整備される「地域支援センターたいせい」内に移設することになり、名称に関しても「相談支援事業所 てんしん」に変更しています。

コロナ禍にあり、業務の特性から不特定多数の方々と面談等する機会も多くあります。テレワークの推奨もありますが、面談時には、3密回避、換気等への配慮を行いながら感染予防に注意が必要です。

湖東圏域の主たる対象者を知的障害児者（重心含む）として4名体制で事業展開しています。

相談支援に取り組むことは、地域に根ざした事業所として障害児者の地域生活を支える重要な役割です。

障害児者施策でも、サービス等利用計画や移行・定着相談等複合的相談支援体制の強化が図られています。障害児者の主体的な選択による自己実現に向けた支援を適切に進めるためにサービス調整や課題整理等相談支援を行います。

地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所として相談機能と地域体制づくりを登録しています。

相談支援業務では、個人情報記録として管理し、情報ファイル等をケース会議等に持ち出す機会があり、個人情報の管理は常に細心の注意を持って行うことが重要です。

当然、定期的な棚卸を行い、個人情報ファイル等が適切に管理されているか確認と記録の整備が必要です。個人情報管理に対する重大性の認識を持つことが大切です。

○グループホームたちばな E/W

令和3年6月より新築工事を進めていました「地域支援センターたいせい」が令和4年3月末に完成します。

グループホームたちばなも地域支援センターたいせい内に移設します。

名称に関しても、「グループホームたちばな E/W」に変更します。

コロナ禍にあり、利用者の健康管理に関しては、就労先等日中活動場所が多岐に及ぶため、情報共有に注意した対応に努めます。

グループホーム内の生活に関しても、3密回避、手洗い、検温、換気等に留意した対応に努めます。

- (1) グループホームは「介護サービス包括型」としてホーム運営を行います。
- (2) ホームへのスプリンクラーの設置など、消防法等による安全面の強化が求められていますが、スプリンクラーを設置して安全面の強化を図っています。
- (3) 彦根学園は「ホームのバックアップ施設」としての役割を法的には果たしていません。利用者のケース会議や個別的な支援等の具体的内容を踏まえて担当する人員配置を検討します。
- (4) 生活支援員、世話人及び夜間支援員等の確保に努め、資質向上に努めます。
- (5) グループホーム E/W の E を「E 館」 W を「W 館」としています。
E 館は、9 室で居室名を E1,E2・・・。W 館は 2 階建てで、6 室で居室名は W1.W2・・・。
空床型短期入所と体験枠の機能を持たせます。
- (6) 道くさに関しては、グループホームとしての活用を含めて検討しました。結果、彦根学園の利用者と日中一時支援の利用者が少しでも混在しない環境をつくる視点から「日中一時支援専用」として活用することとしました。
令和4年2月から、一部改修工事を行い4月から運用します。

【放課後等デイサービス】 「か〜む (川原事業所)」

- (1) WITH コロナと言われますが、コロナ禍にある社会情勢をしっかりと認識して対応します。
3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染防止に注意して支援を行います。指導員自身の健康管理等にも充分注意して対応します。
家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めます。
- (2) 利用児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、その効果についてモニタリング等継続的な評価を実施し、見直しを含めて適切かつ効果的に障害児通所支援を提供します。
児童福祉法による事業である事に留意し、障害福祉サービスとソフト・ハード面に於いても混在した運営にならない様に意識します。
- (3) 近年、放課後等デイサービスは事業所数が大幅に増加しています。
今後の運用の見直しとして、サービス児童発達支援管理責任者や配置すべき児童指導員等の要件の見直しが行われました。また、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表を義務付けられました。適切な対応に努めます。

- (4) 学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を図る支援を実施します。
- (5) 利用児の心身の状況に応じ、利用児の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- (6) 利用児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。
 - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制を整備する。
法人が設置する虐待防止委員会に参画し、機能等を果たします。
 - ②苦情解決体制の整備
 - ③虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (7) 児童指導員等の資質向上のために、計画的に研修の機会を確保します。
- (8) 学校との連携・協働による支援等の一貫性に努めます。
- (9) 彦根学園さくらに関しては、令和4年度より、日中一時支援事業所「さくら」として運営します。
学校が長期休暇中は、看護師を配置し医療的支援が必要な障害児にも対応します。

3、地域支援及び交流等について

- (1) **WITH** コロナと言われますが、コロナ禍にあり地域交流は感染対策の実施は当然ですが、難しい判断が求められています。
施設が地域の中で機能していくためには、利用者を理解してもらう必要がありますが、コロナ禍にあり、ますます重度の障害者自身が交流を図ることは容易ではありません。
昨年度は実施出来ませんでした。地域の人に施設の行事（学園祭、運動会等）への参加を呼び掛け、地域の行事（学区運動会、文化祭等）に積極的に参加しながら、より一層の理解が得られるように努めると考えていますが、コロナ禍の社会情勢をみながら、適切に判断していきます。
- (2) 地元高宮町の社協・民協による町内の独居老人の給食サービスを開始してから26年目を迎えています。大切な地域との繋がりでもあります。
社会情勢を見ながら地域社協等と協議し、適切な実施を検討します。
社会福祉法人の地域における公益的取組を実施する責務として実施出来ないか検討しています。
- (3) 成人及び児童の短期入所は利用数も増え、利用者の障害特性等も多様化しています。
成人の短期入所に関しては、くらかけを有効に活用して積極的に対応します。
障害児の利用については、放デイや日中一時支援での利用ですが、利用児数も年々多くなっています。
児者共に、対応に苦慮する場面もありますが、今後も可能な範囲で積極的に受入れていきます。
せいふうの単独型短期入所の実施に関しても、適正な運営を行います。
何れの取組も感染予防対策を行いながら実施します。コロナ禍の社会情勢により利用の自粛をお願いする事も検討します。

- (4) 圏域で実施する、地域生活支援拠点等の各事業所等の登録を行い、役割の強化を図ります。
- (5) 学生や専門学校生の単位実習、更に、ボランティア及び見学者を積極的に受入れて、利用者との交流や施設見学を通して、障害者や施設に対する正しい認識を持って頂く啓発の機会と考えています。
単位実習に関しては実習に入る前の体調管理には充分注意して頂くように学校側をお願いしています。具体的には、実習前2週間の行動記録、3回のワクチン接種、PCR検査の実施等をお願いしたいと考えています。
ボランティアと見学者はコロナ禍にあり当面お受けしない方向で調整します。
- (6) 市町の福祉行政と連携しながら、地域で必要とする福祉サービスを可能な範囲で提供できるように検討しています。

4、その他

(1) 大規模災害が発生時の対応

避難訓練等総合防災訓練を行い緊急時に対応出来る体制作りは行っています。

水害時の備えや避難訓練も実施します。

同時に、大規模災害等に於いては社会福祉施設として最低限維持しなくてはならない利用者等の安全確保と地域ニーズに応える機能として、被災者等の支援を担う必要もあります。BCP（事業継続計画）の整備が求められています。

彦根市では、災害時における福祉避難所等の検討も開始されています。彦根市と「福祉避難所」として協定を締結しています。

停電時に作動する「自発発電機（ディーゼル）」を設置し、停電時に彦根学園本体へ受水槽からの「水の供給」を確保出来る環境を整備しています。

災害時の非常食の確保も、10日間を想定して備蓄しています。非常食の形態も普通食以外の形態も備蓄しています。